

刑事訴訟法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）

改正案

現行

第百九十八条の二 前条第一項の取調べに際しては、取調べの適正

を確保するとともに、告白が行われた状況の後の刑事手続における立証等に資するため、後の刑事手続において第三百十九条第一項又は第三百二十二条第一項ただし書の適用が争われる可能性等を勘案しつつ、できる限り、取調べの状況について、その映像及び音声を記録媒体に記録するよう努めるものとする。

② 次に掲げる事件について被疑者が逮捕又は勾留をされている場合に行われる前条第一項の取調べに際しては、災害によりやむを得ない場合及び被疑者が弁護人の同意を得て拒否した場合を除き、取調べの状況の全てについて、その映像及び音声を記録媒体に記録しなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる事件であつて、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十九条第二項（同法第二十三条第三項及び第二十七条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項の規定により家庭裁判所から検察官に送致された事件以外のもの

イ 検察官が端緒を得て自ら捜査する事件

ロ 検察官が告訴又は告発を受けた事件。ただし、次に掲げる事件を除く。

(1) 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十二条ノ二、第十三条、第十四条第二項又は第十七条（これらの規定を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定により収税官吏、国税局長、税務署長等から告発を受けた事件

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十四条第一項の規定により公正取引委員会から告発を受けた事件

（新設）

（傍線部分は改正部分）

(3) 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百二十六条第一項の規定により証券取引等監視委員会から告発を受けた事件

(4) 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三百三十六條の二、第三百三十七條ただし書、第三百三十八條第一項ただし書若しくは第二項又は第三百三十九條（これらの規定を他の関税に関する法律において準用する場合を含む。）の規定により税関長又は税関職員から告発を受けた事件

ハ 検察官に自首した事件

二 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第二条第一項の規定が適用される可能性があること認められる事件

③ 被疑者が逮捕又は勾留をされている場合に行われる前条第一項の取調べに際しては、前項の規定により取調べの状況の映像及び音声を記録媒体に記録する場合（災害によりやむを得ないため又は被疑者が弁護人の同意を得て拒否したためこれを記録媒体に記録しない場合を含む。）を除き、被疑者に対し、あらかじめ、取調べの状況について、その映像及び音声を記録媒体に記録するように申し出ることができる旨を告げなければならぬ。この場合において、被疑者から申出があつたときは、災害によりやむを得ない場合を除き、取調べのうち当該申出に係る部分の状況について、その映像及び音声を記録媒体に記録しなければならない。

④ 前二項に定める場合のほか、知的障害により意思疎通を図ることに支障があり、又は取調べを行う者に迎合し、若しくは誘導されやすいと認める被疑者について行う前条第一項の取調べに際しては、災害によりやむを得ない場合を除き、取調べの状況の全てについて、その映像及び音声を記録媒体に記録するよう努めなければならない。被疑者が逮捕又は勾留をされている場合に行われる同項の取調べに際し、被疑者が被後見人であり、その後見人から申出があつた場合には、災害によりやむを得ない場合及び被疑者が弁護人の同意を得て拒否した場合を除き、取調べのうち当該申出に係る部分の状況について、その映像及び音声を記録媒体に記録しなければならない。

- ⑤ 被疑者の取調べの状況の映像及び音声を記録する場合においては、同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に記録し、当該記録媒体の一については、取調べを終了した後、速やかに、被疑者の面前において封印をしなければならぬ。この場合においては、当該記録媒体が当該取調べの状況の映像及び音声を記録したものであることについて、被疑者に確認を求めることができる。
- ⑥ 前項の確認がされたときは、同項の封印に被疑者の署名押印を求めることができる。ただし、被疑者がこれを拒絶した場合は、この限りでない。
- ⑦ 被疑者又はその弁護士は、被疑者の取調べの状況の映像及び音声を記録した記録媒体（第五項の規定により封印をした記録媒体以外のものに限る。）を閲覧し、若しくは聴取し、又はその複製を作成することができる。被告人又はその弁護士についても、同様とする。
- ⑧ 前項の記録媒体に記録された内容に被疑者若しくは被告人又は関係人の権利を著しく害する部分があるときは、同項の規定による閲覧、聴取又は複製の作成について、同項の記録媒体に代えて、当該部分が除外され、又は修正された内容が記録された記録媒体により行わせることができる。
- ⑨ 被疑者又はその弁護士は、第七項前段又は前項の規定により閲覧され、若しくは聴取され、又は複製が作成された記録媒体（以下この条において「閲覧等をされた記録媒体」という。）に係る複製等（複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下この条において同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。
- ⑩ 被疑者若しくは被疑者であった者（被告人又は被告人であった者を除く。以下この条において「被疑者等」という。）又は被疑者の弁護士若しくは弁護士であった者（被告人の弁護士又は弁護士であった者を除く。第十三項において同じ。）は、閲覧等をされた記録媒体に係る複製等を、被疑者等の防衛又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。
- ⑪ 前項の規定に違反した場合の措置については、被疑者等の防衛

をする権利を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名譽、その私生活又は業務の平穩を害されているかどうかその他の事情を考慮するものとする。

⑫ 被疑者等が、閲覧等をされた記録媒体に係る複製等を、被疑者等の防衛又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

⑬ 被疑者の弁護士又は弁護士であつた者が、閲覧等をされた記録媒体に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第九十八条の三 第九十八条第一項の取調べ（被疑者が逮捕又は勾留をされている場合に行われるものを除く。）であつて、取調べの状況の映像及び音声を取録媒体に記録しないものの際しては、被疑者は、取調べの適正を確保するとともに供述が行われた状況の後の刑事手続における立証等に資するため、取調べの状況について、自己の手段により録音することができる。

② 前項の場合においては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者に対し、あらかじめ、取調べの状況について、自己の手段により録音することができる旨を告げなければならない。

③ 第一項の取調べを受ける被疑者は、自己の手段により録音する場合には、その旨を明らかにするものとする。

④ 被疑者が自己の手段により第一項の取調べの状況を録音した場合には、当該被疑者又はその弁護士は、録音した音声を記録した電磁的記録及び当該電磁的記録に係る記録媒体（複製その他録音した音声の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面を含む。以下この条において「自己録音記録」という。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

⑤ 被疑者若しくは被疑者であつた者（以下この条において「被疑者等」という。）又は被疑者の弁護士若しくは弁護士であつた者は、当該被疑者等又は当該被疑者等の当該取調べに係る事件若しくは当該事件と密接に関連する事件（被告事件を含む。以下この条に

（新設）

において「当該事件等」という。)の関係人が、当該事件等における防衛、当該事件等に関する第二百八十一条の四第一項第二号に掲げる手続、当該事件等に関し公務員からその職務を行うに当たつて損害を加えられた場合に行う民事の裁判手続及びこれらの準備のための使用その他当該事件等に関連して被疑者等若しくは当該事件等の関係人の権利を擁護し、又は実現するための正当な使用をする目的以外の目的で、自己録音記録を人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

⑥ 前項の規定に違反した場合の措置については、被疑者等若しくは当該事件等の関係人の権利を擁護し、又は実現する必要性を踏まえ、自己録音記録の内容、行為の目的及び態様、関係人の名譽、その私生活又は業務の平穩を害されているかどうかその他の事情を考慮するものとする。

第九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴行行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく第九十九条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

②・③ [略]

第二百三条 [略]

②・③ [略]

④ 司法警察員は、第一項の規定により弁解の機会を与えるに当たつては、第六項において準用する第九十九条の二第二項の規定により弁解の状況の映像及び音声記録媒体に記録する場合（災害によりやむを得ないため又は被疑者が弁護人の同意を得て拒否したためこれを記録媒体に記録しない場合を含む。）を除き、被疑者に対し、あらかじめ、弁解の状況について、その映像及び音声を記録媒体に記録するよう申し出ることができる旨を告げなければ

第九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴行行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

②・③ [略]

第二百三条 [略]

②・③ [略]

(新設)

ばならない。この場合において、被疑者から申出があつたときは、弁解の状況の全てについて、その映像及び音声を記録媒体に記録しなければならぬ。

⑤ (同下)

⑥ 第九十八條の二第二項及び第四項の規定は、司法警察員が第一項の規定により弁解の機会を与える場合について、同條第五項から第十三項までの規定は、第一項の規定によりその機会を与えた弁解の状況の映像及び音声を記録媒体に記録する場合についてこれを準用する。

第二百四條 (略)

② (略)

③ 檢察官は、第一項の規定により弁解の機会を与えるに当たつては、第五項において準用する第九十八條の二第二項の規定により弁解の状況の映像及び音声を記録媒体に記録する場合(災害によりやむを得ないため又は被疑者が弁護人の同意を得て拒否したためこれを記録媒体に記録しない場合を含む)を除き、被疑者に対し、あらかじめ、弁解の状況について、その映像及び音声を記録媒体に記録しよう申し出ることができる旨を告げなければならない。この場合において、被疑者から申出があつたときは、弁解の状況の全てについて、その映像及び音声を記録媒体に記録しなければならない。

④ (同下)

⑤ 前條第二項の規定は、第一項の場合について、第九十八條の二第二項及び第四項の規定は、檢察官が第一項の規定により弁解の機会を与える場合について、同條第五項から第十三項までの規定は、第一項の規定によりその機会を与えた弁解の状況の映像及び音声を記録媒体に記録する場合についてこれを準用する。

第二百五條 (略)

②④ (略)

④ 第一項の時間の制限内に送致の手續をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。  
(新設)

第二百四條 (略)

② (新設)

③ 第一項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。  
④ 前條第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百五條 (略)

②④ (略)

⑤ 前条第二項の規定は、検察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合（被疑者に弁護人があるときを除く。）について、第九十八条の二第二項及び第四項並びに前条第三項の規定は、検察官が第一項の規定により弁解の機会を与える場合について、第九十八条の二第五項から第十三項までの規定は、第一項の規定によりその機会を与えた弁解の状況の映像及び音声を記録媒体に記録する場合についてこれを準用する。

第二百二十三条（略）

② 前項の取調べに際しては、取調べの適正を確保するとともに供述が行われた状況の後の刑事手続における立証等に資するため、後の刑事手続において第三百二十一条第一項第二号ただし書の適用が争われる可能性等を勘案しつつ、必要に応じて取調べの状況の映像及び音声を記録媒体に記録するよう努めるものとする。

③ 被疑者又はその弁護人は、第一項の取調べの状況の映像及び音声を記録した記録媒体（次項において準用する第九十八条の二第五項の規定により封印をした記録媒体以外のものに限る。）であつて当該被疑者に係る被疑事実について被疑者が受けた第一項の取調べに係るものを閲覧し、若しくは聴取し、又はその複製を作成することができる。被告人又はその弁護人についても、同様とする。

④ 第九十八条第一項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、第一項の場合に、第九十八条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の取調べに際して取調べの状況の映像及び音声を記録媒体に記録する場合に、同条第八項から第十三項までの規定は、前項の規定により取調べの状況の映像及び音声を記録した記録媒体を閲覧し、若しくは聴取し、又はその複製を作成する場合にこれを準用する。

第二百二十三条の二 前条第一項の取調べであつて、取調べの状況の映像及び音声を記録媒体に記録しないものに際しては、取調べ

⑤ 前条第二項の規定は、検察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百二十三条（略）

② 第九十八条第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

を受ける者は、取調べの適正を確保するとともに供述が行われた状況の後の刑事手続における立証等に資するため、取調べの状況について、自己の手段により録音することができ。

② 第九十八条の三第二項から第六項までの規定は、前条第一項の取調べを受ける者による取調べの状況の自己の手段による録音及び録音した音声を記録した電磁的記録の取扱い等についてこれを準用する。

第二百二十四条 第二百二十三条第一項の規定により鑑定を囑託する場合において第六十七条第一項に規定する処分を必要とするときは、検察官、検察事務官又は司法警察員は、裁判官にその処分を請求しなければならない。

② (略)

第二百八十一条の三 弁護人は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠(第九十八条の二第七項若しくは第八項(これらの規定を第二百三条第六項、第二百四条第五項及び第二百五条第五項(これらの規定を第二百一条及び第二百六条において準用する場合を含む)並びに第二百二十三条第四項において準用する場合を含む)又は第二百二十三条第三項の規定により閲覧され、若しくは聴取され、又は複製が作成された記録媒体を含む。次条及び第二百八十一条の五において同じ。)に係る複製等(複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。)を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。当該記録媒体に係る複製等については、被告人も同様とする。

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調べを請求するについては、あらかじめ、相手方にこれ(被疑者の取調べの状況を記録した記録媒体及び被疑者の弁解の状況を記録した記録媒体並びに第二百二十三条第一

第二百二十四条 前条第一項の規定により鑑定を囑託する場合において第六十七条第一項に規定する処分を必要とするときは、検察官、検察事務官又は司法警察員は、裁判官にその処分を請求しなければならない。

② (略)

第二百八十一条の三 弁護人は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等(複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。)を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調べを請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。



項の取調べの状況を記録した記録媒体（第三百七条の二及び第三百十六條の十四第一号において「取調べ等の状況を記録した記録媒体」という。）にあつては、第九十八條の二第五項（第二百二條第六項、第二百四條第五項及び第二百五條第五項（これらの規定を第二百一十一條及び第二百十六條において準用する場合を含む。）並びに第二百二十三條第四項において準用する場合を含む。）第三百七條の二及び第三百十六條の十四第一号において同じ。）の規定により封印をした記録媒体以外の記録媒体又は第三百七條の二ただし書の記録媒体を閲覧する機会を与えなければならぬ。ただし、相手方に異議のないときは、この限りでない。

② (略)

第三百七條の二 取調べ等の状況を記録した記録媒体の取調べについては、第九十八條の二第五項の規定により封印をした記録媒体を取り調べるものとする。ただし、当該記録媒体に記録された内容に供述者又は関係人の権利を著しく害する部分があるときは、当該封印をした記録媒体の取調べに代えて、当該部分が除外され、又は修正された内容が記録された記録媒体を取り調べることができる。

第三百七條の三 第二百九十一條の二の決定があつた事件については、第二百九十六條、第二百九十七條、第三百條から第三百二條まで及び第三百四條から前条までの規定は、これを適用せず、証拠調べは、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百十六條の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物（取調べ等の状況を記録した記録媒体にあつては、第九十八條の二第五項

② (略)

(新設)

第三百七條の二 第二百九十一條の二の決定があつた事件については、第二百九十六條、第二百九十七條、第三百條乃至第三百二條及び第三百四條乃至前條の規定は、これを適用せず、証拠調べは、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百十六條の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与え

の規定により封印をした記録媒体以外の記録媒体又は第三百七  
条の二ただし書の記録媒体）を閲覧する機会（弁護士に対して  
は、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

二（略）

第三百二十二条（略）

② 前項本文に規定する書面（被告人が逮捕又は勾留をされている  
場合に行われた第九十八条第一項の取調べ又は第二百三条第一  
項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（これらの規定  
を第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）  
の規定による弁解の機会（以下この条において「取調べ等」とい  
う。）における供述を録取したものに限り。）であつて、その供述  
が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものは、当該逮捕若  
しくは勾留に係る取調べ等のうちに第九十八条の二第二項第一  
号（第二百三条第六項、第二百四条第五項及び第二百五条第五項  
（これらの規定を第二百十一条及び第二百十六条において準用す  
る場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項におい  
て同じ。）の規定の違反があつたとき又は同号の規定により映像及  
び音声を記録媒体に記録した場合に第九十八条の二第五項（第  
二百三条第六項、第二百四条第五項及び第二百五条第五項（これ  
らの規定を第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合  
を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同  
じ。）の規定の違反があつたときは、前項本文の規定にかかわらず、  
これを証拠とすることができない。

③ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二条第一項各号に掲  
げる事件（以下この項において「裁判員裁判対象事件」という。）  
については、第一項本文に規定する書面（被告人が公訴事実と同  
一性が認められる被疑事実について逮捕又は勾留をされている間  
に行われた取調べ等（逮捕又は勾留に係る事件が後の刑事手続に  
おいて裁判員裁判対象事件となることの見がでなかつたこと  
が特にやむを得ないと認められる時期に行われたものを除く。）に  
おける供述を録取したものに限り。）であつて、その供述が被告人  
に不利益な事実の承認を内容とするものは、当該取調べ等のうち

ること。

二（略）

第三百二十二条（略）

（新設）

（新設）

にその状況の映像及び音声の全てを記録媒体に記録していないもの（災害によりやむを得ず記録媒体に記録が行えなかつた部分又は被告人が弁護人の同意を得て記録媒体に記録することを拒否した部分のみが記録されていないものを除く。）があるとき又は当該取調べ等についてその状況の映像及び音声を記録媒体に記録した場合に第九十八条の二第五項の規定の違反があつたときは、第一項本文の規定にかかわらず、これを証拠とすることができない。

④ 第一項本文に規定する書面（被疑者が逮捕又は勾留をされている場合に行われた取調べ等であつて第九十八条の二第三項後段又は第九十三条第四項後段若しくは第九十四条第三項後段（第二百五条第五項において準用する場合を含む。）（これらの規定を第二百一十一条及び第二百一十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出に係るものにおける供述を録取したものに限る。）であつて、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものは、当該逮捕若しくは勾留に係る取調べ等のうちにこれらの規定の違反があつたとき又はこれらの規定により映像及び音声を記録媒体に記録した場合に第九十八条の二第五項の規定の違反があつたときは、第一項本文の規定にかかわらず、これを証拠とすることができない。同項本文に規定する書面（被疑者が逮捕又は勾留をされている場合に行われた取調べ等であつて第九十八条の二第四項後段（第九十三条第六項、第九十四条第五項及び第二百五条第五項（これらの規定を第二百一十一条及び第二百一十六条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による申出に係るものにおける供述を録取したものに限る。）であつて、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものについて、当該逮捕若しくは勾留に係る取調べ等のうちに第九十八条の二第四項後段の違反があつたとき又は同項後段の規定により映像及び音声を記録媒体に記録した場合に同条第五項の規定の違反があつたときも、同様とする。

⑤（同下）

（新設）

② 被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第四百三十条 検察官又は検察事務官のした第三十九条第三項の処分、押収若しくは押収物の還付に関する処分又は第九十八条の二第八項（第二百三条第六項、第二百四条第五項及び第二百五条第五項（これらの規定を第二十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）並びに第二百二十三条第四項において準用する場合を含む。）の処分不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

②・③ (略)

第四百三十条 検察官又は検察事務官のした第三十九条第三項の処分又は押収若しくは押収物の還付に関する処分不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

②・③ (略)